自動車リサイクル法登録申請手続き案内〔２〕

～フロン類回収業者関係～

自動車ユーザー →（使用済自動車）→ 使用済自動車引取業者 →（使用済自動車）→ **フロン類回収業者** →（使用済自動車）→ 解体業者 →（解体自動車）→ 破壊業者

└▶ フロン類回収業者登録

１ 趣旨等

（１）趣旨

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の施行により、使用済自動車に搭載されたエアーコンディショナーからフロン類の回収を行おうとする者の登録申請を受け付けています。

（２）申請方法

① 登録申請については、原則として**持参による受付**としていますので、御協力をお願いします。

② 申請の受付時間
月曜日から金曜日（休日及び年末年始を除く。）
午前９：００～１１：３０　　午後１：００～４：００

③ 申請の受付
下記の各環境管理事務所で受け付けています。
・県内（さいたま市、川越市、越谷市を除く）の**事業所の所在地を管轄する環境管理事務所（事業所が複数の場合、主たる事業所を管轄する環境管理事務所）**
・さいたま市、川越市、越谷市内に事業所を有する場合は、下記の各市担当課
（登録申請手続き案内１７ページ目の地図を参照）

名称	郵便番号	所在地	電話番号
中央環境管理事務所	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5（浦和合同庁舎）	048-822-5199
西部環境管理事務所	350-1124	川越市新宿町1-17-17（ウェスタ川越）	049-244-1250
東松山環境管理事務所	355-0024	東松山市六軒町5-1（東松山地方庁舎）	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	368-0042	秩父市東町29-20（秩父地方庁舎）	0494-23-1511
北部環境管理事務所	360-0031	熊谷市末広3-9-1（熊谷地方庁舎）	048-523-2800
越谷環境管理事務所	343-0813	越谷市越ヶ谷4-2-82（越谷地方庁舎）	048-966-2311
東部環境管理事務所	345-0025	北葛飾郡杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011
さいたま市産業廃棄物指導課	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4（市役所西会議棟2階）	048-829-1608
川越市産業廃棄物指導課	350-0815	川越市鯨井782-3	049-239-7007
越谷市産業廃棄物指導課	343-8501	越谷市越ヶ谷4-2-1（市役所三庁舎4階）	048-963-9188

※記入方法等のお問い合わせについては、上記の環境管理事務所等のほか、
埼玉県環境部大気環境課　規制担当
（電話番号　０４８－８３０－３０５８(直通)）でもお受けしています。

（３）登録の有効期間

登録の有効期間は、**５年**です。

２ 登録申請手続き（新規及び更新）

登録の申請を行う場合は、次の手続きが必要です。

フロン類回収業者登録申請書の提出

○ 次の申請書及び添付書類を作成し、その**事業所の所在地を管轄する環境管理事務所（事業所が複数の場合、主たる事業所を管轄する環境管理事務所）に提出**してください。

種類	内　容
申請書	**フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書**（様式第三）
添付書類１	**申請者を確認できる書類（いずれか該当するものを提出）** ア 申請者が法人の場合→登記事項証明書 イ 申請者が個人の場合→住民票の写し **（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のあるもの）** ウ 申請者が未成年者の場合 法定代理人が個人の場合→住民票の写し（本籍の記載のあるもの） 法定代理人が法人の場合→登記事項証明書
添付書類２	**フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類** ア 自ら所有している場合→購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し イ 自らが所有しない場合→借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し
添付書類３	**フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類** →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
添付書類４	**誓約書**（申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書面）
添付書類５	**その他参考事項**（ア・イの書類については、いずれか該当する方１つを提出） ア 申請者又は法人の社員等が資格を有する場合→フロン類の回収に係る者の資格に関する報告書 イ 申請者又は法人の社員等の実務経験がある場合→フロン類の回収業務実務経験証明書
添付書類６	**案内図**→登録しようとする事業所の案内図

※ 提出部数は、**正本１通、副本１通（申請者控え）**です。

※ 登録申請手数料は、**新規申請５，５００円、更新申請４，０００円**です。
（登録申請手数料は、申請書に埼玉県収入証紙の貼付となりますが、貼らずに持参してください。）
なお、申請書を受理した後に申請者の都合により申請を取り下げる場合や、知事が登録を拒否した場合においては、埼玉県収入証紙を返却しません。

※ 登記事項証明書、住民票の写し（**書類提出時点で発行後３か月以内のもの**）はすべて原本の提出です。

※ 登録が完了すると、環境管理事務所からの登録通知書が交付されます。

※ 各事業所ごとに、標識（タテ・ヨコ各２０ｃｍ以上、登録通知書でも可）を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。

３　登録事項の変更届出

次の登録事項に変更が生じた場合は、**変更後３０日以内**に次の手続きが必要です。

○　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

○　事業所の名称及び所在地

○　申請者が法人である場合においては､その役員(業務を執行する社員､取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名

○　申請者が未成年者でありその法定代理人が個人である場合においては､その氏名及び住所

○　申請者が未成年者でありその法定代理人が法人である場合においては､その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名

○　登録申請した「回収しようとするフロン類の種類」

○　登録申請した｢使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーから特定のフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力及び台数」のうち、「設備の種類」（例えば、登録申請時に「ＣＦＣ用」と「ＨＦＣ用」をそれぞれ１台所有し、「ＣＦＣ・ＨＦＣ兼用」を１台追加した場合は対象ですが、登録申請時に「ＣＦＣ・ＨＦＣ兼用」を１台所有し、さらに「ＣＦＣ・ＨＦＣ兼用」を１台追加した場合は対象ではありません。）

○　事業所の数（事業所の追加又は複数事業所のうちの一部が廃止）

フロン類回収業者変更届出書の提出

○　次の届出書及び添付書類を作成し、その**事業所の所在地を管轄する環境管理事務所（事業所が複数の場合、主たる事業所を管轄する環境管理事務所）に提出**してください。

（添付書類は誓約書及び変更の内容に該当するものを提出）

種類	内　　容
届出書	**フロン類回収業者変更届出書**（様式第四）
添付書類１	**申請者を確認できる書類** ２ 登録申請手続き（新規及び更新）の添付書類１を参照
添付書類２	**フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類** ２ 登録申請手続き（新規及び更新）の添付書類２を参照
添付書類３	**フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類** →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
添付書類４	**誓約書【必須】**（申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書面）
添付書類５	**その他参考事項**（資格者又は実務経験者に関する書類） ２ 登録申請手続き（新規及び更新）の添付書類５を参照
参考書類６	**案内図**→変更しようとする事業所の案内図

※　提出部数は、**正本１通、副本１通（申請者控え）**です。

※　変更届出書の提出に手数料は必要ありません。

※　登記事項証明書、住民票の写し（**書類提出時点で発行後３か月以内のもの**）はすべて原本の提出です。

※　事業所を追加する場合は、変更届出書に様式第３（登録申請書）、添付書類２、３、４、５、６を添付してください。

４ 登録の更新

フロン類回収業者が、引き続き、フロン類回収業を行おうとする場合には、**登録を受けてから５年以内**にその更新を受けなければなりません。

（更新の申請書や添付書類などについては、新規登録の場合と同様です。）

① 登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。
② 登録の更新の申請は、有効期間内の任意の時点で申請することができます。
③ 更新の申請書や必要な添付書類については、新規登録の場合と同様です。
④ 更新後の有効期間は、**登録の更新が行われた日から５年**です。

５ 廃業等の場合の届出

登録業者は下記の事項に該当した場合は、その日から**３０日以内**に次の手続きが必要です。

フロン類回収業廃業等届出書の提出

○ **フロン類回収業廃業等届出書**

〔 届出者 〕
①個人の事業主が死亡した場合 ・届出者：相続人
②法人が合併により消滅した場合 ・届出者：代表する役員であった者
③法人が破産により解散した場合 ・届出者：破産管財人
④法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合
・届出者：清算人
⑤フロン類回収業を廃止した場合 ・届出者：法人→代表する役員
個人→本人

※ 提出部数は、**正本１通、副本１通（申請者控え）**です。
※ 廃業等届出書の提出に手数料は必要ありません。
※ 添付書類は必要ありません。
※ 個人の事業主が死亡した場合、その相続人が引取業を継続して行おうとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。

６ フロン類回収業者の引取り義務等

（１）引取り義務

引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。

＜正当な理由＞

ア　天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
（例　事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合）

イ　使用済自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合）

ウ　使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
（例　大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合）

エ　使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なる場合
（例
・使用済自動車の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
・引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合）

オ　使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
（例　盗難車と分かっていての引取りや高圧ガス保安法違反になる場合など）

（２）フロン類回収業者の引渡し

使用済自動車を引取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す義務があります。この場合、フロン類回収料金の請求が可能です。

フロン類を回収した使用済自動車は、解体業者へ引き渡す義務があります。解体業者にも引取義務がありますが、正当な理由がある場合には引取が拒否される可能性があります。

（３）引取・引渡実施報告

電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから３日以内に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務あります。

（４）回収量の報告

電子マニフェスト制度を利用して、毎年度終了後１月以内に、事業所ごとに、フロン類の再利用量等の項目について情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に報告する義務があります。

（５）使用済自動車の運搬

使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

フロン類回収業者登録申請書の記入方法と記入例

★登録申請書の提出について

＜第１頁＞

①　フロン類回収業者の登録を受けるには、「様式第三（第五十条関係）フロン類回収業者登録申請書」と添付書類を、埼玉県に提出します。

②　申請書は「登録」か「登録の更新」であるのかを明らかにします。「登録」の場合はタイトルの「登録の更新」、本文の「（登録の更新）」を消し、「登録の更新」の場合はタイトルの「登録」、本文の「登録（　）」を消します。

③　「※登録番号」及び「※登録年月日」は、埼玉県が使用・記入する欄ですので、新規の登録申請者はこれらの欄に記入しないでください。

④　申請書を提出する年月日、申請者（法人の場合はその代表者）の住所、氏名を記入し、申請者の印（**法人の場合は代表者の印**）を押印します。

　なお、登録の申請者は、７頁の「**登録を受けられない条件**」の表に示した事項に該当しないことが必要です。

⑤　「役員の氏名」の欄には、ふりがなを付した役員氏名及び役職名を記入します。役員人数が多く、**欄内に記載できない場合は別紙**に記載してください。

＜第２頁＞

⑥　「事業所の名称及び所在地」の欄には、個人の場合は事業所名（ない場合は氏名）及び住所と電話番号を記入します（自宅と同じ場合も記入します）。

　法人の場合は事業所の名称と所在地を記入します。申請者の住所と同じ場合でも、記入します。

⑥　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するすべての欄に○を付けます。

⑦　「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」の欄には、所有又は利用可能な回収機器について、設備の種類ごとに能力に応じて、台数を記入します。

　なお、**埼玉県内（さいたま市、川越市、越谷市を除く。）でフロン類回収業を行う**事業所が複数ある場合は次のようにします。

- 　登録申請書の「事業所の名称及び所在地」、「回収しようとするフロン類の種類」及び「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載してください。また、それぞれの欄に対応する書類を添付してください。
- 　添付書類については、登記事項証明書や誓約書については１部、事業所に係る書類はそれぞれ添付してください。
- 　**登録申請手数料は、**事業所が複数あっても、**１事業者につき１件分**（申請書１枚が１件分）です。

⑧　**埼玉県収入証紙は、提出時においては申請書に貼らずに持参してください。**

★記入例リスト

- **様式第三**《登録申請（申請者が法人の場合）》
- **様式第三**《登録申請（申請者が個人の場合）》
- **様式第三**《登録更新申請》
- **添付書類４**《法人の場合》
- **添付書類５－１、添付書類５－２**

★登録のための要件

フロン類回収業者の登録を受けるに当たっては、次に示す事項に該当していないことが必要です。

なお、登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかったりしたときには、登録を受けられませんので御注意ください。

登録を受けられない条件（申請者等の欠格要件）

1　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2　自動車リサイクル法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
3　登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
4　登録を取り消された法人において、その処分日の前３０日以内に役員であった者であり、かつ、その処分日から２年を経過しないもの
5　業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6　フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
7　法人であって、その役員のうちに上記１～５のいずれかに該当する者があるもの

様式第三（第五十条関係）　　　**《登録申請（申請者が法人の場合）の記入例》**

登　　録
フロン類回収業者　　　　　　　　申請書
~~登録の更新~~

新規登録は未記入

※登 録 番 号	
※登録年月日	

申請する日付を記入 → 平成２４年４月１日

（あて先）
埼玉県知事

（郵便番号）　１２３－４５６７
住　　所　埼玉県◎○市一丁目２番３号
フロン類回収業を行う者の法人名称を記入 → 氏　　名　使用済自動車回収株式会社
代表取締役　回収　次郎　代表社印
電話番号　１２３－４５６－７８９０

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録~~（登録の更新）~~を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　名	役　職　名
かいしゅう　じろう 回収　次郎	代表取締役
かいしゅう　さぶろう 回収　三郎	取締役
かいしゅう　しろう 回収　四郎	監査役
※書ききれない場合は、別紙に記載	

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　名	
住　所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名　称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住　所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏　名	役職名

事業所の名称及び所在地	
名　称	*使用済自動車回収株式会社　☆□事業所*
所在地	(郵便番号)　*３２１－６５４３（※申請者住所と同じ場合も記入する）* *埼玉県☆□市１丁目２番３号* 電話番号　*３２１－５４３－０９８７*

回収しようとするフロン類の種類	
ＣＦＣ	○
ＨＦＣ	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
ＣＦＣ用	台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	*1*　台	*1*　台

ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ兼用を所有あるいは利用する場合も、この欄に台数を記入

所有あるいは利用可能な回収設備について、設備の種類ごとにその能力に応じて台数を記入

該当する欄全てに○を付ける

様式第三（第五十条関係）　　**《登録申請（申請者が個人の場合）の記入例》**

登　　　録
フロン類回収業者　　　　　申請書
~~登録の更新~~

新規登録は未記入

※登 録 番 号	
※登録年月日	

申請する日付を記入 → 平成*２４*年*４*月*１*日

（あて先）
埼玉県知事

（郵便番号）　*１２３－４５６７*
住　　所　*埼玉県◎○市△□◇９８７番地*
氏　　名　*回収　次郎*　個人印
電話番号　*１２３－４５６－７８９０*

フロン類回収業を行う者の氏名を記入 →

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録~~（登録の更新）~~を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役　職　名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名　称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住　所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏　名	役職名

事業所の名称及び所在地	
名　称	*回収商会（※名称が無い場合は氏名）*
所在地	(郵便番号) *３２１－６５４３（※申請者住所と同じ場合も記入する）* *埼玉県☆□市１丁目２番３号* 電話番号 *３２１－５４３－０９８７*

回収しようとするフロン類の種類	
ＣＦＣ	*○*
ＨＦＣ	*○*

フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能　　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
ＣＦＣ用	台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	*1*　台	*1*　台

ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ兼用を所有あるいは利用する場合も、この欄に台数を記入

所有あるいは利用可能な回収設備について、設備の種類ごとにその能力に応じて台数を記入

該当する欄全てに○を付ける

様式第三（第五十条関係）　　　**《登録更新申請の記入例》**

~~登　　　録~~
フロン類回収業者　　　　　　申請書
登録の更新

更新は記入する

※登 録 番 号	*20112123456*
※登録年月日	*H19.4.25*

申請する日付を記入 → 平成２４年４月１日

（あて先）
埼玉県知事

（郵便番号）　*１２３－４５６７*
住　　所　*埼玉県◎○市一丁目２番３号*
フロン類回収業を行う者の氏名等を記入 → 氏　　名　*使用済自動車回収株式会社*
代表取締役　回収　次郎　代表社印
電話番号　*１２３－４５６－７８９０*

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役　職　名
かいしゅう　じろう *回収　次郎*	*代表取締役*
かいしゅう　さぶろう *回収　三郎*	*取締役*
かいしゅう　しろう *回収　四郎*	*監査役*
※書ききれない場合は、別紙に記載	

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　名	
住　所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名　称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住　所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏　名	役職名

事業所の名称及び所在地	
名　称	*使用済自動車回収株式会社　☆□事業所*
所在地	(郵便番号) *３２１−６５４３ (※申請者住所と同じ場合も記入する)* *埼玉県☆□市１丁目２番３号* 電話番号 *３２１−５４３−０９８７*

回収しようとするフロン類の種類	
ＣＦＣ	○
ＨＦＣ	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
ＣＦＣ用	台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	*1*　台	*1*　台

ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ兼用を所有あるいは利用する場合も、この欄に台数を記入

所有あるいは利用可能な回収設備について、設備の種類ごとにその能力に応じて台数を記入

該当する欄全てに○を付ける

（添付書類４）

《記入例》

誓　約　書

申請する日付を記入 ――→ 平成*２４*年*４*月 *１*日

（あて先）

埼玉県知事

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号。以下「法」という。）第５６条第１項の欠格事項について次のとおり誓約します。

欠格事項の内容（根拠条文）		
法第５６条 第１項	第１号	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
	第２号	この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
	第３号	第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
	第４号	フロン類回収業者で法人であるものが第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの
	第５号	第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
	第６号	フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
	第７号	法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの

登録申請者は、上記の欠格事項に該当しません。

誓約者

住　　所　*埼玉県◎○市一丁目２番３号*

フロン類回収業を行う者の名称等を記入 ――→ 氏　　名　*使用済自動車回収株式会社*
代表取締役　回収　次郎 代表社印

備考　役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

（添付書類５－１：参考書類）

《記入例》

フロン類の回収に係る者の資格に関する報告書

1　氏　　　名	*大宮　一郎*
2　事業所名称	*使用済自動車回収株式会社　☆□事業所*
3　資格の名称	*自動車電気装置整備士*

4　資格証等、講習の受講修了証等の写し
（写しを添付してください。）

（資格証等、講習の受講修了証等の例）

ア. 自動車電気装置整備士

イ. フロン回収協議会等が実施する技術講習修了者

ウ. 業界団体等が行う講習

（添付書類５－２：参考書類）

《記入例》

フロン類の回収業務実務経験証明書

氏　　名　　*川　口　三　郎*

上記の者は次の表に掲げるとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

実　務　の　内　容	期　　　間
（実務の例） **ア. 自動車整備業務** **イ. カーエアコン整備業務** **ウ. フロン類回収業務**	平成*２０*年　*1*月　*1*日　から 平成*２４*年　*3*月*２４*日　まで （　*4*年　*2*月間）
	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで （　　年　　月間）
証明者と被証明者との関係	*社　員*

平成*２４*年*3*月*２５*日

証明者

住　　所　*埼玉県◎○市一丁目２番３号*

氏　　名　*使用済自動車回収株式会社*
代表取締役　回収　次郎　代表社印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

備考　１　この証明書は、被証明者１人について、証明者別に作成すること。
　　　２　実務の内容欄には、従事した主な回収業務を具体的に記入すること。

さいたま市産業廃棄物指導課
さいたま市浦和区常盤6－4－4
TEL:048－829－1608

川越市産業廃棄物指導課
川越市大字鯨井782－3
TEL:049－239－7007

越谷市産業廃棄物指導課
越谷市越ヶ谷4－2－1
TEL:048－963－9188

中央環境管理事務所
（京浜東北線北浦和駅徒歩10分）
さいたま市浦和区北浦和5－6－5
TEL:048－822－5199

西部環境管理事務所
（川越線、東武東上線川越駅徒歩5分）
川越市新宿町1－17－17ウェスタ川越公共施設棟
TEL:049－244－1250

東松山環境管理事務所
（東武東上線東松山駅徒歩20分）
東松山市六軒町5－1
TEL:0493－23－4050

秩父環境管理事務所
（秩父鉄道御花畑駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩5分）
秩父市東町29－20
TEL:0494－23－1511

北部環境管理事務所
（高崎線熊谷駅徒歩15分）
熊谷市末広3－9－1
TEL:048－523－2800

越谷環境管理事務所
（東武伊勢崎線越谷駅徒歩10分）
越谷市越ヶ谷4－2－82
TEL:048－966－2311

東部環境管理事務所
（東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩20分）
杉戸町清地5－4－10
TEL:0480－34－4011

自動車リサイクル法登録申請手続き案内
～フロン類回収業者関係～
（平成２７年４月版）

埼玉県環境部大気環境課（規制担当）
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-3058 ／ FAX 048-830-4772

埼玉県マスコット さいたまっち